

# 台湾における環境社会の変化

—自力救済と公害紛争を中心に—

陳 禮 俊

## 目 次

1. はじめに
2. 台湾における環境問題の現状
  - 2-1 大気汚染
  - 2-2 水汚染
  - 2-3 土壌汚染
  - 2-4 騒音
  - 2-5 産業廃棄物問題
3. 環境保全運動
  - 3-1 自力救済
  - 3-2 公害紛争
  - 3-3 環境保全運動の現状
    - 3-3-1 美濃ダム建設をめぐる問題
    - 3-3-2 クロツラヘラサギ保護運動
    - 3-3-3 国際環境管理基準「ISO14001」
4. 台湾社会における環境意識の変化
5. おわりに

### 1. はじめに

18世紀の産業革命以来、ヨーロッパを中心とした工業先進国は技術革新によって、工業生産性の向上を可能にし、驚異的な経済発展をもたらした。この産業革命は伝統的な自給自足の農業社会を、財貨に対する需要拡大を引き起こした工業化社会へと変換させ、人々に大きな富と豊かな生活様式を可能にした。それゆえ、発展途上国にとって、工業化は経済発展を加速

させ、生活水準を向上させるために、最も有効な手段の一つだと考えられている。アジアの通貨・金融危機が発生する前の東アジア地域は、高度で持続的な経済成長を記録した。特に1965年から1990年の間に、東アジアの23ヶ国・地域は他の地域より高い成長率を成遂げた。世界銀行は日本と台湾、韓国、香港、シンガポールの「4匹の虎」及びインドネシア、マレーシア、タイの「東南アジアの新興工業国」といった8ヶ国・地域を「高いパフォーマンスを示す東アジア諸国、HPAEs, High Performance Asia Economies」と名付け、HPAEsにおける経済成長の要因を分析した。1993年に発表した報告書“*THE EAST ASIA MIRACLE: Economic Growth and Public Policy*”では、経済学における各学派の経済成長理論を背景に、HPAEsの成長要素を検証した<sup>1)</sup>。それぞれの国・地域は文化的、社会的、政治的及び自然条件など様々な異なる制限はあったものの、工業化による輸出促進は共通の産業政策の一つだといえるだろう。

台湾は、1960年代及び1970年代には、年平均で、実質10%近い国内総生産(GDP)の成長率を記録した。その後も、こうした経済成長は続き、1950年には100ドル程度であった一人当たり国民総生産(GNP)は、1997年には13,000ドルを超えた。まことに驚異的な高度経済成長である。しかしその背後では、急激な工業化が環境への負荷を高めた。そして1980年代の初頭から、台湾、韓国、香港、シンガポールなどの4ヶ国・地域はアジアNIEs (Newly Industrialization Economies) の姿で、世界経済の舞台に登場して以来、その目覚ましい経済発展の成果は世界の人々の注目を集めた。アジアNIEsにおける経済発展のパターンは「発展途上国の模範」といわれるが、シンガポール、香港のような都市国家・地域を除いて、台湾と韓国は共に工業化社会とあいまって、極めて深刻な環境問題に直面している。

台湾の環境問題と環境政策について、植田(1992, 1993)は、第1に、台湾の環境政策における地方自治体の権限が弱く、環境政策が推進しにく

---

1) 邦訳：白鳥正喜監訳・海外経済協力基金開発問題研究会訳『東アジアの奇跡—経済成長と政府の役割—』、東洋経済新報社、1994年。

いこと、第2に、高度経済成長期の台湾では、環境規制の強化は資本逃避による産業空洞化を導きかねないため、環境規制による技術需要と技術革新を生み出す誘因 (incentive) が存在しなかったこと、そして第3に、台湾政府が理解し導入している「日本モデル」は、環境政策が進み日本経済の質が改善された過程の「日本モデル」ではなく、開発優先政策を推進していくための「日本モデル」であることを指摘した。台湾は「日本モデル」を環境政策に取り組む際、日本の経済発展と環境政策の相互関係における普遍性と特殊性について、総合的把握を試みたことは重要だと主張している<sup>2)</sup>。

寺尾 (1993) は台湾における環境負荷要因が極めて大きいことを指摘し、無理した開発独裁政策は環境問題を引き起しやす。そして産業公害問題を回避できない原因は、後発性利益の享受に必要な潜在的技術のバック・ログが存在したにもかかわらず、公害防止対策が適切にとられなかった。つまり技術は潜在的には存在したにもかかわらず、利用されなかったことを指摘し、先進国による公害防止技術の移転と公害経験を適切に伝えることの重要性を示している<sup>3)</sup>。

陳・植田 (1997) は台湾環境問題の現状と環境保全運動について、冷戦構造の産物たる戒厳令の下で急速な工業化、都市化を進めた台湾では、環境への配慮は、なかなか正当な位置を与えられなかった。そのため環境破壊が進み、その被害が広範に広がっていたが、そのことが台湾民主化への胎動と重ねて、自力救済を激しいものにしたことを指摘している<sup>4)</sup>。

これらの先行研究は台湾の環境問題、環境政策、そして環境保全運動と

---

2) 植田和弘「台湾の環境問題・環境政策と日本」宮本憲一編『アジアの環境問題と日本の責任』、かがわ出版、1992年

植田和弘「台湾の環境政策と日本モデル」小島麗逸・藤崎成昭編『開発と環境—東アジアの経験』、アジア経済研究所、1993年

3) 寺尾忠能「台湾-産業公害の政治経済学-」小島麗逸・藤崎成昭編『開発と環境—東アジアの経験』、アジア経済研究所、1993年

4) 陳禮俊・植田和弘「台湾」日本環境会議「アジア環境白書」編集委員会編『アジア環境白書 1997/1998』、東洋経済新報社、1997年

民主化の関連を理解するのに、極めて重要な参考文献であるが、戒厳令解除後の台湾では、諸制度の民主化が急激に進む方向にありながら、世界経済のグローバル化の中で、台湾はどのような新しい課題が提起され、その変容を迫られているのかを注視しなければならない。特に台湾における経済成長と環境保全との間に矛盾と対立が生じた場合、台湾社会はどのように対応しているかは実に興味深いところである。

本稿は陳・植田(1997)論文の成果を踏まえて、台湾における急速な工業化、経済発展の過程で発生した環境問題を背景に、台湾の民主化過程と重ねて発展してきた環境保全運動の情况及び環境社会の変化について分析することにした。その目的は台湾において環境問題が社会に認知される状況を把握することによって、台湾の環境保全運動の役割と成果を評価するところにある。

## 2. 台湾における環境問題の現状

台湾は極めて多様な自然環境を有するが、環境への配慮を欠いたまま進められた工業化や面的開発の結果、抱えている環境問題は環境汚染(大気・水・土壌汚染、騒音、産業廃棄物、振動、悪臭、地盤沈下など)、アメニティ破壊(生活環境の侵害、歴史的街並みの喪失、地域固有景観の喪失、文化資産の破壊など)から、自然環境破壊(自然景観の減少、森林消失、野生動植物の減少、生態系の破壊など)まで、実に多岐にわたるが、さしあたり本稿は環境汚染を中心に、大気・水・土壌汚染、騒音、産業廃棄物問題の現状を述べることにしたい。

### 2-1 大気汚染

表1は1988年と1995年における大気汚染物質の実質排出量を比較したものである。主要汚染物質のうち、全浮遊粉塵(TSP)、硫黄酸化物(SO<sub>x</sub>)、一酸化炭素(CO)及び全炭化水素(THC)の排出量はそれぞれ48.6%、48.8%、21.2%、そして28.2%、この期間に減少した。汚染物質の排出が減少

表1 空気汚染物質実質排出量の比較 (1988年、1995年)

	a .1988年 (トン/年)	b .1995年 (トン/年)	c .増減率 = (b-a)/a
全浮遊粉塵(TSP)	1,266,899	650,688	-48.6%
浮遊粒子状物質(PM10)	—	399,437	—
硫黄酸化物(SO <sub>x</sub> )	869,907	445,460	-48.8%
窒素酸化物(NO <sub>x</sub> )	638,591	646,103	1.2%
一酸化炭素(CO)	1,891,213	1,489,543	-21.2%
全炭化水素(THC)	874,371	628,018	-28.2%
非メタン炭化水素(NMHC)	—	607,649	—
鉛(Pb)	—	319	—

資料：行政院環境保護署『中華民國台湾地区環境資訊』，1990年，1996年より作成

したのは排出規制が進められたことによる。そのほか、1995年3月23日に「空気汚染防制費收費辦法」を公表し、7月1日から一種の「大気汚染税」の徴収を開始した。さらに1997年1月22日に「第二段階空気汚染防制費收費辦法」を公表し、7月1日から全浮遊粉塵の主要な排出源である建設工事を徴収の対象にした。この「税」の効果や収入の使途については論争があるが、台湾政府が市場経済の枠組みに環境配慮を組み入れていく手法として、いわゆる経済的手段を積極的に活用しようとしていることは確かである。

## 2-2 水汚染

表2は1995年における台湾の一級河川及び二級河川（合計50本）の水質測定を示したものである。測定の基準は水中に含まれている溶存酸素量(DO)、生物化学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質(SS)及びアンモニア性窒素(NH<sub>3</sub>-N)のそれぞれの量によって、汚染度を判定し、①未汚染、②軽度汚染、③中度汚染、④嚴重汚染の四つの河川汚染レベルに分類されている。表2によると、未汚染は64.2%しかなく、台湾の主要な河川は多少程度が違っただけで、約35.8%が汚染されていることが分かる。しかも、

表2 主要河川の汚染状況

1995年

	一級河川 (21本)		二級河川 (29本)		合計 (50本)	
	キロ	%	キロ	%	キロ	%
A. 未汚染	1,297.70	62.14	584.90	69.20	1,882.60	64.16
B. 軽度汚染	262.89	12.59	75.00	8.80	337.89	11.52
C. 中度汚染	205.06	9.82	114.50	13.60	319.56	10.89
D. 嚴重汚染	322.66	15.45	71.30	8.40	393.96	13.43
合計	2,088.31	100.00	845.70	100.00	2,934.01	100.00

資料：行政院環境保護署『中華民國台湾地区 環境資訊』，1996年より作成

汚染状況の推移をみると、1986年では未汚染の比率が73.1%であったものが、1995年には64.2%へと下がり、ひどくなる傾向にある。こうした河川汚染の状況は地下水の過剰揚水につながり、国民生活に大きな影響を与えている。

地下水の汚染も進行している。1983年から1995年までの13年間における台湾地下水水質検査の各検査項目の不合格率をみると、大腸菌類は一般細菌の生物性類の不合格率は30%くらいで非常に高い。また、鉛(lead)、砒素(arsenic)など有毒物質類及び健康影響類の硝酸性窒素(nitrate nitrogen)も継続的に検出されている。地下水の汚染は広範囲にわたり、被害状況は極めて深刻であるといえる。大気汚染と違って、水汚染は改善する傾向がまったくみられない。

### 2-3 土壌汚染

土壌汚染について、台湾で土壌汚染調査を始めたきっかけの一つは、1970年代の中頃から台湾北部地域にある桃園縣の農地でカドミウム(cadmium)汚染米が次々と発見され、土壌汚染による被害が農作物へ広がっていることが確認されたからである。台湾の土壌表土(0~15センチ)の汚染状況を、砒素、カドミウム及び銅(copper)の、いわゆる「3元素」について示した調査によれば、各縣市の汚染状況にはばらつきがあるが、被

害が広がっている。特に中部地域の雲林縣，南部区域の台南縣，高雄縣では，砒素による被害面積が目立つ。日本では，農地の土壤汚染防止に関わる法律で元素を特選しているが，台湾にはそうした法はまだない。こうした土壤汚染の原因は，以下の5点にほぼ要約される。第1は，化学肥料と農薬による汚染である。1990年から1994年までの5年間，台湾地区の農地は，年間平均約37.4キログラムの化学肥料と農薬を使用した。過剰な化学肥料と農薬は直接人体の健康を危うくするのみならず，地力も衰退させ，水汚染の原因にもなった。第2は，工業生産から排出された重金属が放置されたことによる。重金属を未処理のまま土壤表面に置くと土壤に吸着され，或いは酸化される。その金属元素や酸化物は徐々に雨に流され，汚染範囲がさらに拡大する。台湾の重金属被害面積は約5万ヘクタールにのぼり，台北と高雄両市の合計面積を上回っている。第3は，未処理の工業排水によるものである。未処理の工業排水を直接土壤へ排出すると土壤汚染を引起す。或いは汚染された河川水を農業用地へ引水すると間接汚染を引起す。第4は，汚染物質を含む埋立廃棄物である。埋立てられた廃棄物中の汚染物質が，処分場の管理が不十分な場合に直接土壤によって吸収されることがある。そして第5は，酸性雨である。大氣中に含まれている汚染物質は雨と共に降り，土壤汚染を引起す。

#### 2 - 4 騒音

騒音について，1995年度の環境保護署への騒音苦情の発生源別統計をみると，全体として工場が33.62%，娯楽場，工事現場，放送設備，及び近隣騒音はそれぞれ28.78%，16.35%，11.2%，10.29%である。騒音問題の主要原因は空間計画にある。台湾では，一般の住宅地は商業地と工業地に近傍，或いはその中に立地せざるを得ないため，「住商混合」，「住工混合」の現象が多く，騒音苦情発生の基本的原因となっている。特に台湾では，3交替制，24時間操業の家庭工場や住宅街の近くに深夜遅くまで営業している娯楽場も多く，工場と娯楽場だけで6割強を占めている。交通騒音の苦

情件数は意外に少ない。自動車、バイクなど交通手段は常に移動している  
ので、それに対する不満や苦情の対象を特定できないまま諦めてしまうこ  
とがしばしばあるためである。

台湾では、日々増加している騒音苦情の対策として、1991年1月1日か  
ら「機動車輛騒音管制辦法」が実施された。国産及び輸入の機動車輛に対  
して、モデル毎に「機動車輛騒音審驗合格証明」を提出する義務が課され  
ている。そして1994年8月31日に「航空騒音管制」に関連する「機場周圍  
地区航空騒音管制辦法」が公表された。問題となった工場、娯楽場、工事  
現場、放送設備、及び近隣騒音など「5大騒音発生源」を規制する法律「環  
境音量標準」はやっと1996年1月31日に公表された。

## 2-5 産業廃棄物問題

1998年12月16日、カンボジアで未処理のまま放置された水銀汚染物によ  
る中毒事件で、死傷者を出したというニュースが台湾へ伝わってきたが、  
台湾国内のみならず、国際マスメディアやグリーンピースなどの国際環境  
保護組織も大きな関心を寄せた。実はこの水銀汚染物の発生源は台湾民営  
企業の最大手、台湾塑膠股份有限公司（台湾プラスチック株式会社）であ  
るため、これをきっかけに、台湾における有害産業廃棄物の処理問題が一  
気に浮かび上がった。

台湾では、年間約1,800万トンの産業廃棄物が発生し、その内の、約147  
万トン（8%）が有害だと言われている。そして産業廃棄物全体の約65%  
が未処理、或いは不完全処理のまま、産業廃棄物処分場へ運ばれるか、一  
般家庭廃棄物と混在してゴミ処分場で埋立てられるか、不法投棄される。  
有害産業廃棄物の管理は比較的厳しく、政府認可の産業廃棄物処分場で後  
処理を行わなければならないと定められたにもかかわらず、未処理のまま  
不法投棄されたケースもしばしば見られる<sup>5)</sup>。台湾の環境保護署の調査に

5)台湾の家庭廃棄物の24.6%が焼却、64.1%が埋立て、6%が積み置き、そして5.4%  
が委託処理の方法で処分されている。

よると、1998年末現在、台湾全土に不法な産業廃棄物投棄場は139箇所あり、汚染地域は60郷鎮にのぼり、台湾の工業化、都市化が進む西部平原を中心に、産業廃棄物による汚染は拡大しつつある。特に北部の桃園県、中部の彰化県及び南部の屏東県などの3県は最も深刻な状態に直面している<sup>6)</sup>。

そして台湾は1993年から有害産業廃棄物を輸出し始めたが、1999年の現在までに、約4万トンの有害産業廃棄物が輸出されている。その背景には、次のような要因が見られる。まず、社会的要因としては、台湾における環境意識の変化に伴って、家庭・産業廃棄物処分場の立地問題に関わる社会的抗争が絶えず発生し、行政機関による解決策が一步も進まないまま、産業廃棄物の処理問題が膨らみつつある。次に、技術的要因としては、台湾の工業技術は未だ十分に処理できない有害産業廃棄物、或いは高レベル放射能を含む核廃棄物など危険性が高く、問題にされやすいものを工業先進諸国へ輸出し、より確立した技術で委託処理する。そして経済的要因としては、台湾国内における処理費用が高くなりつつあるため、処理費用がより安価な発展途上国へ輸出する。

有害産業廃棄物の越境移動問題について、1989年に国連環境計画 (UNEP) がバーゼル条約を採択し、1992年5月に発効して以来、すでに121カ国が署名し、国際的なルールを確立している<sup>7)</sup>。バーゼル条約の主要内容を纏めると、まず、有害産業廃棄物の定義とその処理に関わる国際規定を明記していること、第二に、廃棄物の発生源が第一の責任を負うこと、そして第三に、工業先進諸国は、有害産業廃棄物を開発途上国に輸出してはならないと定めている。しかし今回の中毒事件を例として、問題となっている水銀汚染物は「コンクリート破砕塊」の名目でカンボジアへ輸出されたので、台湾における有害産業廃棄物の輸出管理が極めて不十分だと言わざるを得ない。

6) 邱花妹「福爾摩莎 廃棄物之島」『天下』、天下雜誌社、1999年2月号

7) 植田和弘監修『地球環境キーワード』、有斐閣、1994年9月

有害産業廃棄物の処理には、二つの基本方針を必要とする。先ず、減量と有害物質を抽出する中間処理を行い、その後、密閉式埋立場へ運び、最終処理を行う。ただし、密閉式埋立の処理費用が比較的高いため、台湾では、先端的な処理技術を持つ人材があっても、開放式埋立の方が主流である。また埋立処理のほかに、焼却炉で有害物質を高温で分解して、減量化を図る方法もあるが、焼却過程に発生するダイオキシン及び劇毒を含む滓の処理問題を残している。1999年3月1日、高雄県の大発工業団地で、台湾初めての有害産業廃棄物焼却炉が運転を開始しているが、1970年代から1980年代にこの工業団地に残された廃電気製品などが焼却を待っているほか、廃油、廃溶剤など有害産業廃棄物の処理も、この焼却炉に依存している。今回の中毒事件をきっかけに、台湾の環境保護署は直ちに不法な産業廃棄物投棄場を閉鎖させ、汚染地域を甲、乙、丙、丁の四つのランクを付けて、甲級汚染地域から順番に浄化・回復する方針を決めたが、現行の人員及び予算でこの行政命令を執行すると、約100年以上かかると推定されている。台湾の中央政府はもっと真剣に有害産業廃棄物の処理問題を取組まなければならない<sup>8)</sup>。

台湾における産業廃棄物処理の問題点は次のように纏められる。先ず、産業廃棄物最終処分場の不足である。戦後台湾の産業政策は、キャッチアップを優先する開発であり、社会資本では産業基盤を優先して生活基盤を軽視するにもかかわらず、産業廃棄物の処理問題を取入れなかった。ようやく1993年に、台湾の工業政策を管理している工業局は「第一期工業廃棄物五年処理計画」を公表し、1993年から1998年の5年間に、台湾の北部、中部及び南部のそれぞれの工業団地で産業廃棄物処理センターを設立することを計画したが、資金及び用地取得などの問題で上層部の支持を得られなかったため、結局一つも成功しなかった。結果として、台湾初めての産

8) 汚染地域1箇所当たりの実態調査、予算編成など行政作業は6箇月かかり、浄化作業は6箇月から1年間かかるが、1999年現在までの実績は1箇所しかない(進行中、6箇月経過)。

業廃棄物処理政策はとうとう実行できなかつた。産業廃棄物を一般家庭廃棄物処分場へ持込まれることは避けられないだろう。次に、産業廃棄物処理業者の道德問題である。台湾では、正式に登録している産業廃棄物処理業者は68社、清掃業者は1,000社余りであり、その内、6社が政府認可の産業廃棄物処分場を所有しているだけで、台湾全土に不法な産業廃棄物投棄場は既に139箇所が発見され、不法投棄の問題は極めて深刻であるのみならず、皮肉なことに、カンボジアの中毒事件を引起こした水銀汚染物の処理業者はその6社の内の1社である。従って、政府認可の産業廃棄物処分場はほぼ飽和状態になっており、多くの処理業者・清掃業者は未処理のまま不法投棄していると考えられる。第三に、行政的管理の問題である。前述した有害産業廃棄物の輸出を管理している税関を別として、台湾国内の産業廃棄物を管理している環境保護署（環保署）が作成した管理規定によると、処理業者・清掃業者が産業廃棄物の清掃、処理業務を行う時、事業部門（排出源）、処理機構、中間処理機構、そして最終処理機構はそれぞれ、産業廃棄物の数量、内容及び処理方法などについて、管理シートに詳しく記入しなければならないと義務づけられている<sup>9)</sup>。しかし管理業務を執行している地方政府の環境処、環境局及び環境課の担当者は管理責任を怠り、実際に監督していないし、処理状況を十分に把握できないため、不法投棄業者は全ての処理過程を省いて、管理シートに不実な処理情報を書き込み、処理しないまま不法に産業廃棄物投棄場へ運び込むという構図になっている<sup>10)</sup>。従って、台湾の産業廃棄物における法的管理体系が整えられているにもかかわらず、実際に徹底していないのが現状である。そして第四に、事業部門（排出源）における処理方針の問題である。台湾の産業廃棄物処理業者68社、清掃業者1,000社余りを大きく二つのグループに分けると、一つは少数派で、環境科学・工学・化学など環境保全に関連する分野の技術者を多く抱えている「環保工程公司」であり、主に有害産業廃棄物処理、下

9) いわゆる「6聯単管理規定」（6枚綴りの管理シート）

10) 刁曼蓬「公權力戰勝環保流氓」『天下』，天下雜誌社，1999年7月号

水道、ゴミ焼却炉など環境インフラの設計・着工・運営コンサルタント、環境アセスメントなど「技術集約型」業務に携わっている。もう一つのグループは多数派で、台湾の地方自治制度が生んだ「地方派系」が主導している「産業廃棄物清除公司」、「清潔公司」であり、主にそれぞれの地方自治体が管理している一般家庭・産業廃棄物処理など「労働集約型」業務を携わっているが、公共事業入札制度の下で、「環保工程公司」と同格で、有害産業廃棄物処理、環境インフラ、アセスメントなど公共事業へ入札することも可能である<sup>11)</sup>。特に有害産業廃棄物処理の分野では、多数派の后者は「価格競争」の経営戦略を取り、業務を拡大しつつあるが、その多くは完全な処理技術、設備を持たないため、不完全処理、或いは未処理のまま、不法な産業廃棄物投棄場へ運び込むケースがしばしば見られる。一方、少数派の前者は「価格競争」で負け、業務不振に陥り、そして経営難に直面しているケースも少なくない。結果として、事業部門（排出源）の社会責任が明確に果たされていないのみならず、この分野の学習効果・技術発展に悪影響を与え、問題の打開はさらに困難である。

### 3. 環境保全運動

黄栄村（1989）は台湾における環境保全運動の目的と特徴を整理し、①経済発展と生活水準の不一致による矛盾と焦りを解消し、最大なる社会福祉を確保する、②歪んだ環境秩序を是正し維持する、③政策的規範の不備と不信に対する民間の自発組織である、④影響力は地方から全国に広がるの四つに纏めている<sup>12)</sup>。

台湾では、1987年7月15日に終止符が打たれるまで、冷戦構造の下で、1949年5月19日以来40年近く、「台湾地区戒嚴令」が実施されてきたことにみられるように、環境保全政策が政策上の課題として取上げられるために、重

11) 台湾の地方派系は政治的派閥の一種で、地方それぞれの利権を争奪するため、やや暴力的色彩を持っている。

12) 黄栄村「台湾地区環保與消費者保護運動：特色與互動」徐正光・宋文里合編『解嚴前後台湾新興社会運動』，巨流図書公司印行，1989年

要な役割を果たす民主主義的チャネルが機能しにくかったことがあるため、環境保全運動の歴史は1970年代の前半までに遡ることが出来たとしても、戒厳令下では運動の規模と影響力は政治的手段によって抑えられ、社会にそれほど大きなインパクトを与えなかった。しかし日々深刻となりつつあった環境汚染と公害問題に対する怒りや不満は、汚染者への「自力救済」活動の形で訴えられることが増加してきた。

### 3-1 自力救済

「自力救済」は「公権救済」の反対語である。経済成長のための産業政策を最優先する中央政府に対して、地方政府もその下請機関化することが多く、その環境管理機能がほとんど果たされない状態にあったため、台湾の地方政府や中央政府の環境管理部門の行政効率と環境問題の処理能力、経験は極めて低かった。しかしそれは公共政策の対象となる環境問題が発生していなかったからではない、逆に、環境問題を公共政策の対象として位置付けることを政府が放置してきたためであり、その背後には、キャッチアップのための開発政策を優先する考え方が強く働いていたと思われる。そのため、公害や環境破壊の被害者は公共機関に救済を求めることを諦めて、直接的に加害者に不満の意を表す、或いは損害賠償を求める抗議活動を展開することとなった。これが「自力救済」である。また自力救済は、それまでの民主主義が制約された社会の秩序に対して、異議申し立てを行うという脱秩序現象の性質をももっている。戒厳令の後期段階においてその桎梏を突破し、民主主義や社会正義の実現を求めるための法外的行為でもある。こうした自力救済発生の原因については、蕭新煌ら（1988）が以下のように纏めている<sup>13)</sup>。

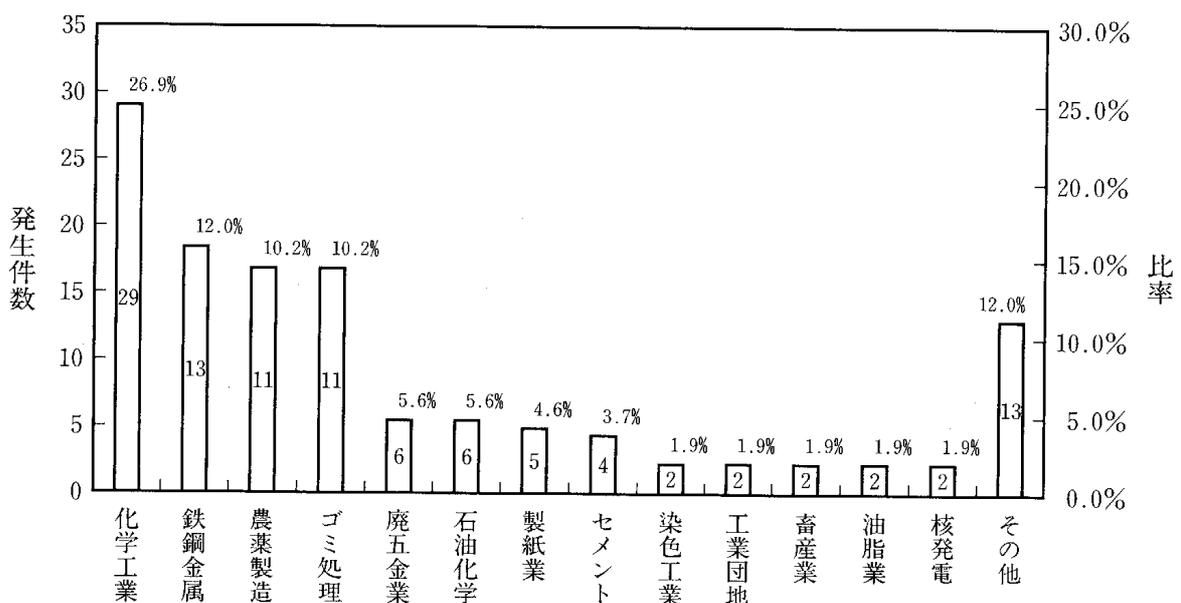
第1は、環境汚染や公害問題がある限界に達し、被害者や被汚染者の忍耐の限界を超えた状態にまでなったため、行動を取らざるを得なかった状態が客観的に存在したということである。第2は、汚染者と被汚染者との

13) 蕭新煌『七十年代反汚染自力救済的構造與過程分析』、行政院環境保護署、1988年

間に、汚染問題の重大性に関わる認識についてギャップがあり、そのため対処方法に関して意見がかなり分かれており、全体として汚染者に事態を改善しようとする意欲が足りなかったことである。さらに、汚染者が被汚染者の抗議を無視したまま汚染行為を続けた、或いは被汚染者に対する承諾を得ることもしなかったなど、さまざまな原因によって被汚染者の権利が継続的に侵害されたことである。第3は、環境問題に対処すべき公共機関は、その根拠法の整備が遅れたこともあって、即時に介入することが出来ず、公権救済の機能を果たさなかったことである。そのため、汚染者及び被汚染者の両方とも政府に対する不満が生じ、特に被汚染者は公権救済以外の自力救済の手段を使って、解決方法を求めたのである。

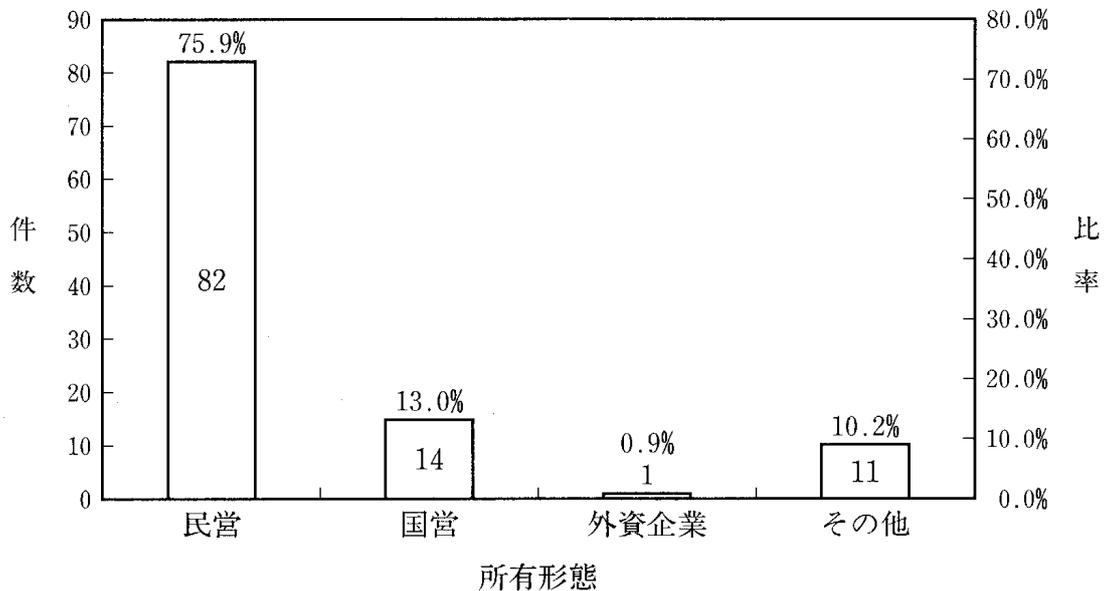
1980年代(1987年まで)に台湾で発生した108件の自力救済の対象を産業別で分類すると、化学工業の件数が最も多い。次いで、鉄鋼金属、農薬製造、ゴミ処理の順であり、いずれもその比率は10%を超えている。当然のことながら、自力救済の対象はいわゆる汚染産業に集中していることが分かる(図1)。また、自力救済の対象を経営形態から見ると、民営企業が75.

図1 1980年代自力救済の対象(産業別)



資料：蕭新煌『七十年代反汚染自力救済的構造興過程分析』，行政院環境保護署，1988より作成

図2 自力救済の対象の所有形態



資料：蕭新煌『七十年代反汚染自力救済的構造興過程分析』，行政院環境保護署，1988より作成

9%を占め、国営企業が13.0%、外資系とその他は合わせて11.1%であった(図2)。しかしこれは、必ずしも国営企業による環境破壊や環境問題が少なかったということを意味するわけではない。むしろ、国営企業に対する抗議活動は、「台湾地区戒嚴令」の下では、権威体制への挑戦になり、いわば反体制活動になるため、自力救済を進めようとする人々にとっても、決して容易なことではなかったことの反映であろう。

そこで、不満の一部を国家産業政策の支持を得た民営企業の方へ移行させ、間接的に権威体制への不信を訴えた自力救済活動もあったと指摘されている。

表3は、蕭新煌らが纏めた重要だと思われる「自力救済」の実例であるが、そこから自力救済の発生期間は長期化していることが分かる。特に既に生じた公害問題(事後の救済)の実例である(1)と(2)については、前述した三つの原因で汚染者と被汚染者との初期交渉が、なかなか双方の合意を得られなかったため、住民の抗議活動は長期間続けられた。台中県大里郷三幌案と新竹市李長栄案に対して、最終的にいずれも工場閉鎖の命令が出された。また、彰化縣鹿港杜邦(Du Pont)案、高雄市楠梓区五輕案、宜

表3 自力救済実例

	件名	工場性質	発生期間	公害性質	救済性質
(1)	台中県大里郷三幌案	農薬工場	1981.8.4~1986.7.31	大気、水汚染	事後の救済
(2)	新竹市李長栄案	化学工場	1982.6.3~1988.4.26	大気、水汚染	事後の救済
(3)	彰化縣鹿港杜邦案	化学工場	1986.1.12~1987.3.12		事前の予防
(4)	高雄市楠梓区五輕案	石油化学	1987.7.2~1988.4.30		事前の予防
(5)	宜蘭縣六輕案	石油化学	1986.10.6~1988.2.1		事前の予防
(6)	台北縣貢寮核四案	原子力発電	1980.4~1988.3.27		事前の予防
(7)	台東縣蘭嶼郷核燃料廃棄物処分場案	核燃料処分場	1974.5.11~1988.4.25	放射能汚染	事後の救済

資料：蕭新煌『70年代反汚染自力救済的結構與過程分析』，行政院環境保護署，1988年  
注：発生期間は自力救済事件が発生してから収まるまでの期間を意味している。

蘭縣六輕案，台北縣貢寮核四案などの大規模な投資開発計画(事前の防止)は住民の激しい反対によって，最終的に原案を取りやめた<sup>14)</sup>。これらの新しい投資開発計画について，開発推進側は環境保全及び公害防止に万全な対策を取っているし，環境汚染問題は絶対起こらないと主張しているが，それまで汚染問題を引き起こした事実が山積しているため，ほとんど市民の信用を得られなかったのである。そして台東縣蘭嶼郷核燃料廃棄物処分場案は一時的に中止されたが，その後，核燃料廃棄物は次々と台東縣蘭嶼郷<sup>15)</sup>に搬入され，結局，住民の不安を収めることは出来なかった。一時的に世界の関心と呼んだ北朝鮮との核燃料廃棄物処理問題の背景は，この案と深く関わっている。いずれにせよ，1980年代台湾の住民による自発的な自力救済運動はいくつかの大きな成果を収めたというべきであろう。

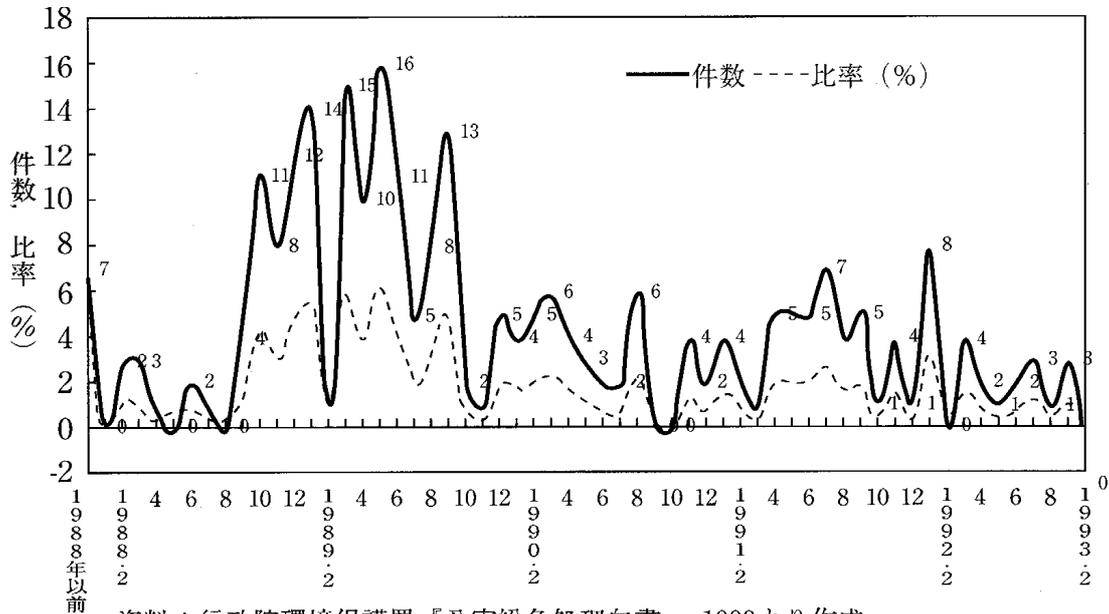
### 3-2 公害紛争

1980年代前後における台湾の自力救済活動は，環境配慮の重要性に加え

14)但し，その後，高雄市楠梓区五輕案(後述)，宜蘭縣六輕案，台北縣貢寮核四案などは別の行政プロセスを経て，投資開発計画を執行した。

15)太平洋上の島，原住民雅美族の集落が集中している。

図3 公害紛争発生時期の分析(1988.1~1992.9)



て、人権や民主主義を回復・確立する運動としても大きな意味をもっていたことを述べたが、台湾の政府関係機関は、これら一連の事件に関連する問題処理の経験を踏まえ、環境問題への対処の仕方をその内部に取り込み、制度化してきた。特に1987年8月に環境保護署が発足して以来、汚染防止、公害問題処理、環境保全教育など環境保全のための行政管理はそれなりに進んできた。ここでは、自力救済の延長線上に政府が公害紛争と位置付けた問題の法的処理状況を分析しておきたい。

1992年2月1日に公表された公害紛争処理法（原書：公害糾紛処理法）の第2条第2項によると、「いわゆる公害は、人為的な要因で生存環境が破壊され、国民の健康を損なう、或いは損なうおそれがあるものを指す。その範囲は、水汚染、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、悪臭、廃棄物、毒性汚染物質、地盤沈下、放射能汚染、及びその他中央管轄機関が指定し、公表したものを含んでいる」。従って、上述した10種類の汚染項目及びその他中央管轄機関が公表したものによる損害、或いは損害の可能性のあるものによって引き起こされた紛争は「公害紛争」とであると定義される。つまり、公害紛争の本質は環境汚染による自力救済とほぼ同じであるが、異なる

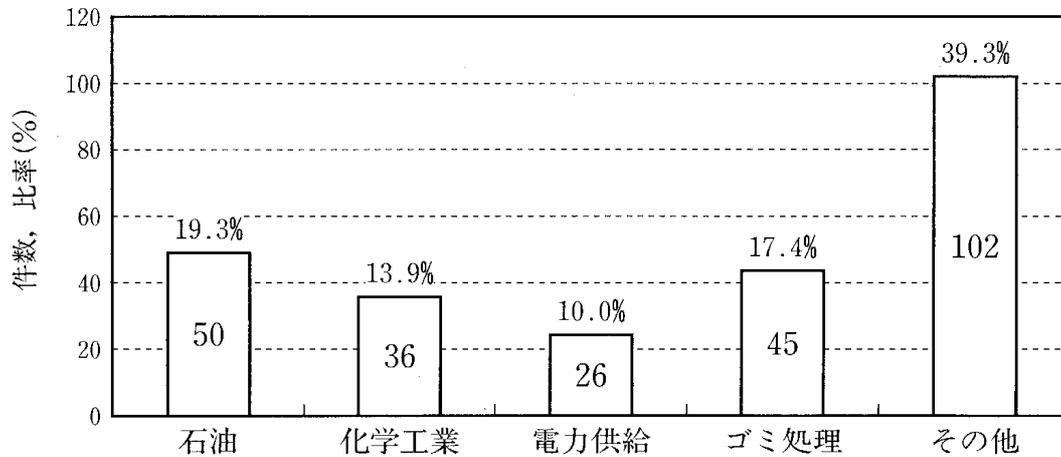
る点は公害紛争には法的定義が与えられており、自力救済にはなかった紛争処理のための手続き過程が定められていることである。

ここでは、1993年版『公害紛争処理白書』の中で記録されている259件の事例を分析していきたい。『公害紛争処理白書』259件の事例の内に、一部は先述した「自力救済」108件の事例と重なり、特に表3で挙げられた重大自力救済事件事例はすべてその中に含まれている<sup>16)</sup>。図3は1988年から1992年の間に発生した259件の公害紛争を時間軸上で件数をプロットしたものである。その軌跡から分かることは、先ず、1988年9月から1989年9月までの約1年間に、爆発的に公害紛争が増加したことである。1988年9月に水、海洋など広範囲にわたる大規模な汚染事故として知られている「林園事件」が勃発した。

この事件の原因者は台湾国営の中国石油公司であり、高雄縣林園郷に立地している石油工場の地下配油管が破裂して、地下水及び海洋の大規模な汚染を引き起こした事件である。汚染事故の被害者は周辺の住民のみならず、大規模な海洋汚染であったため、周辺海域の水産養殖業にも大きな損害を与えた。結局、この事件を解決するため、中国石油公司は総額12億7,000万元(約50億円)の賠償金を町村単位の被害者へ支払った。この事件が先例となり、以来、公害問題の被害者らは被害事実をベースに賠償金を求めるようになった。特にこの「林園工業区」に立地している、或いは近隣の石油コンビナートにある大規模な石油化学、化学工場などがほぼ紛争の対象となったため、この事件の社会的影響はかなり大きかった。この時期における数々の公害紛争の処理経験を踏まえて、公害事件の内容、背景及び被害範囲の確定などについて、行政当局や民間企業でもある程度把握できたため、損害賠償の「求償基準」及び「処理方針」などが確立するようになってきた。そして汚染者側の公害対策も以前より積極的になったこともあり、大きな衝突事件は著しく減少した。発生件数も1992年1月の8件を境に一段と落ち着く傾向にある。もう一つ注目すべきことは、表3の(4)

16) 紛争処理のための行政手続き過程が定められている事後の救済措置。

図4 公害紛争の対象(産業別)

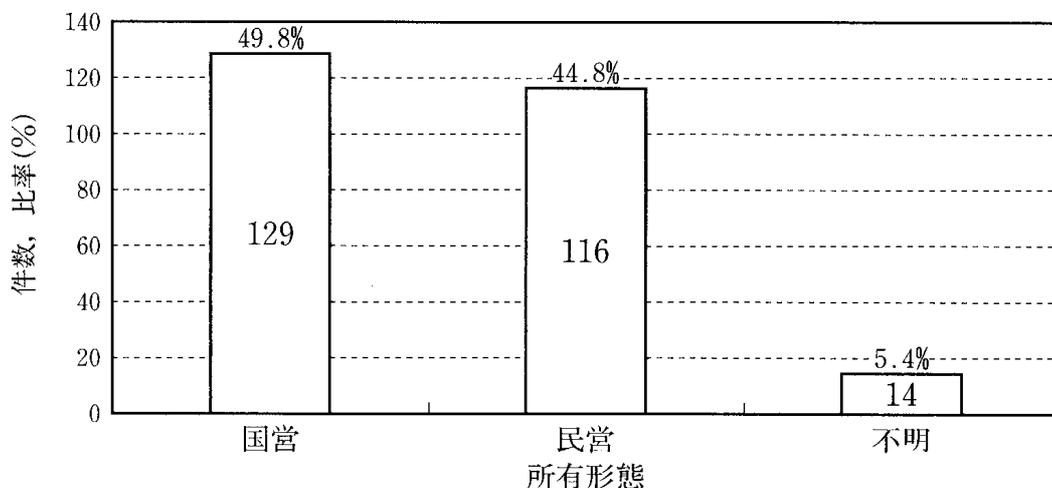


資料：行政院環境保護署『公害紛争処理白書』，1993より作成

で示した高雄市楠梓区五輕案について、数々の反対、抗議活動があり、1990年5月6日に行われた「公民投票」の反対意見を受けて、開発側の中国石油会社が立地する予定の楠梓区後勁地区の自治体に15億元（約62億円）の地方建設基金を供与したことである。1990年9月22日に着工の宣言が出されている（既に竣工した）。

公害紛争の対象を産業別で分類すると、1970年代後半から1980年代前半までの間に最も多く自力救済の対象となった化学工業は、一部の企業が意欲を見せて改善し、効果が得られたためか、全体に占める比率は下がっている。逆に中国石油公司のような規模が相対的に大きかった石油化学は、設備の老朽化、人為的機械操作ミス、及び管理上の不備などが原因で、その後も次々と大きな事故を起こしたため、被害者の範囲は拡大し、紛争の件数も増えてきた。鉄鋼金属及び農薬製造は、それぞれ比較的「大規模」、「危険性、汚染性が高い」という性質をもつが、市場の厳しい競争で小規模な鉄鋼金属工場は合併され、或いは東南アジアなど発展途上国へと移り、個別の紛争件数が減少した。農薬製造は、産業構造の変化によって、需要が変化しつつある。特に台中県大里郷三幌案などいくつかの汚染工場は、操業停止命令が出された行政処分によって閉鎖し、大気汚染状況の改善要因に繋がる。そしてゴミ処理の比率は10.2%から17.37%へと上昇した。前

図5 公害紛争の対象の所有形態



資料：行政院環境保護署『公害紛争処理白書』，1993より作成

述した産業廃棄物問題と絡んで、ゴミ処分場の地下水汚染及び悪臭，新しいゴミ処分場及び焼却炉の立地など，生活廃棄物，産業廃棄物の処理に関わる問題が浮上してきた。また火力発電による大気汚染，原子力発電立地など，電力供給に関わる紛争は増える傾向にある（図4）。

さらに，公害紛争の対象を経営形態から自力救済段階と比較してみると，民営企業の比率が75.9%から44.8%へと減少しているのに対して，逆に国営企業の比率は13%から49.8%へと大幅に上昇している。戒厳令の解除によって，国営企業が引き起こす環境破壊に対して，批判や反対運動を起こすことの制度的困難さや意識的重圧感が減少してきたことの表れであろう。公害問題の被害者が直接的に国営企業に抗議して，公害対策や損害賠償を要求することができるようになったことは，台湾社会の民主主義的進歩の印と見ることができると同時に，国営企業による公害，環境問題がとりわけ深刻であることをも意味している。特に中国石油公司是国営企業の中でも，高額な経営利益を享受しながら，汚染問題を改善する意欲が消極的であったため，常に公害紛争の対象リストに登場している（図5）。

### 3 - 3 環境保全運動の近況

#### 3 - 3 - 1 美濃ダム建設をめぐる問題

工業用地取得問題を緩和し、産業全体の国際競争力を強化するため、經濟部（経済企画庁）は台湾の西南沿海地域の干潟・湿地を埋立てて、「台南濱南工業区」、「屏東8軽計画」及び「嘉義境外營運センター」など大型開発プロジェクトを計画したが、工業用水供給不足の問題が残っている<sup>17)</sup>。この問題を解消するため、1992年、經濟部の水資源管理局（水資局）が高雄県美濃鎮の東北部に貯水ダム（美濃ダム）の建設を計画し始めた。以来、この美しい田園風景に富んだ、閑静な田舎町の住民はダム建設反対運動を通じて、必死に環境・土地を守ろうとしている。

1999年5月28日、100人余りの美濃住民は台北市に赴き、立法院で跪き込み、美濃ダム建設の予算可決に対して、抗議・請願運動を行いながら、「堅決反水庫（ダム）」を宣言し、反美濃ダム建設運動の本拠地を台北から美濃へ移り、中央との対決を決意した。一方、行政院は一時的に予算可決の勝利を微笑みながらも、2000年3月の大統領選挙を考慮し、2001年までこの計画を見送ることを発表した。実際に美濃住民によるダム建設反対運動は大きな反響を呼んだ。

美濃ダムの建設予定地は美濃鎮東部の双溪溪谷にあり、断層を通過しているため、地質は柔らかく、岩石も崩れやすい性質を持つ、決して望ましい建設場所ではない。高さ147メートル、全長220メートルに登る巨大ダムの建設は、この地域特有の熱帯原始林、黄蝶の生息地、鍾理和記念館（台湾文学作家）など生態系・文化資産を全て水没させるのみならず、住民の安全も保障できないため、強く反対されている<sup>18)</sup>。またもう一つの反対理由は、台湾西南部の地下水補注、高屏溪（嚴重汚染一級河川）の汚染回復など環境改善作業を確実に行われれば、新開発プロジェクトにおける工業用

17) 中国との直接貿易を行うために、嘉義境外營運センターが考案された。

18) 美濃鎮は専ら客家人の村で、特有の伝統文化が守られているが、一旦美濃ダムが建設されれば、客家文化の維持・発展にさらに悪影響を与えるに違いない。

水の供給問題は解消できるはずだと住民側が主張していることである。にもかかわらず、なぜ水資局は美濃ダム建設に執着しているか。その理由は、まず、新開発プロジェクトの目標は、いままでの産業政策をさらに特化し、最先端の通信・情報・素材産業及びバイオテクノロジー (biotechnology) 産業などを同時に誘致し、育成し、新たな産業構造の変化を目指しているが、成功していくために綺麗な水資源を必要とする。第2に、産業基盤を優先して生活基盤を軽視する産業政策の下で、台湾西部、特に西南部の水汚染は非常に深刻であり、短期的に改善を見込めないため、新たな水資源開発を必要としている。そして第3に、土木工程技术を過大評価し、双溪溪谷の地理的制限を克服できる自信を持っている。

しかしながら、美濃住民によるダム建設反対運動は台湾南部の住民、特に高雄・屏東六堆地区の客家人同士の大きな支持を得て、「反水庫陣営」を組織し、中央と対決する準備を構えている。美濃住民は地域的限界を超え、環境保全運動の流れに乗って、その影響力は徐々に広がっていくが、台湾全体の水資源政策に大きな課題が残っている。

### 3-3-2 クロツラヘラサギ保護運動

クロツラヘラサギ (Black-faced Spoonbill, *Platalea minor*) はヘラサギ科 (Plataleidae) で、全30種の内、4種が台湾で生息している。1998年現在、世界全体で約550羽しか残らず、絶滅に瀕している国際保育鳥類である。1863年、イギリス人Robert Swinhoeが台北の淡水海域で一組のクロツラヘラサギを観察した。そして1893年、イギリス人John David Diquesが台南の安平海域でクロツラヘラサギを観察し、台湾南部での生息が確認された。以来、毎年のように、台南沿海地域を中心にクロツラヘラサギが渡来し、その数が徐々に増えつつある。1996年12月13日に、台湾で越冬するクロツラヘラサギの数は315羽を記録したが、台南沿海地域の七股干潟・湿地地帯はクロツラヘラサギ越冬の大本営となりつつある。

1992年11月25日、「台南濱南工業区」の整地作業が進む中、二羽のクロツ

ラヘラサギが銃傷を受け、28日に死亡した事件が起きた。また12月1日、再びクロツラヘラサギの銃傷事件が発生したため、野生動物保育政策を管轄する農業委員会（農委会）は賞金で犯人を追いながら、クロツラヘラサギの臨時保護区域を公表した。12月7日から11日、国際保護鳥類総会（ICBP）のアジア大会は韓国のソウルで開かれた。閉会の共同声明で、台湾政府がクロツラヘラサギ臨時保護区域を設置したことを高く評価した上、クロツラヘラサギ永久保護区域の設置及び台南濱南工業区の開発中止を求めた。

しかしながら、1993年頃、台湾の鉄鋼大手燁隆グループ及び化学原料大手東帝士グループはそれぞれ、台南濱南工業区で一貫鉄鋼工場及び第七軽油精練工場の建設計画を申請したが、建設予定地は曾文溪（一級河川）の河口地帯で、近隣の七股干潟・湿地地帯（約200ヘクタール）に多様な生物（biodiversity）が生息しているのみならず、「クロツラヘラサギ」約200羽余りが毎年ここに渡来するため、非常に重要な生態保全地域で、クロツラヘラサギの生態研究に極めて貴重な資料庫でもある。またこの地帯はクロツラヘラサギの群れが最も多く確認された場所で、若しここに一貫鉄鋼工場及び軽油精練工場が建てられたら、この河口地帯、干潟・湿地地帯は全て埋立てられ、クロツラヘラサギとその他の生態系に致命的な影響を与えるだろう。にもかかわらず、經濟部は一貫鉄鋼工場及び軽油精練工場の建設を許可した。

1998年3月、ICBPは野鳥・環境保育の専門家を組織し、台湾へ派遣した。その目的は貴重なクロツラヘラサギの生息環境を救援するため、先ず、「台南濱南工業区における環境アセスメント」の国際公聴会を開き、そして台湾政府に「クロツラヘラサギ・湿地生態系を保護し、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）及び生物多様性条約を守るように」を要求した。国際公聴会では、先ず、台湾の環保署が承認した台南濱南工業区開発に関わる環境アセスメントの報告書が、「保育」及び「生態系」、特にクロツラヘラサギへの影響を完全に無視していることを指摘し、次に、建設予定の一貫

鉄鋼工場及び軽油精練工場は共に多エネルギー消費型産業で、そこから排出してくる膨大な二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) は約年間2,781万トンで、1990年台湾全体排出量の約30%にのぼり、このままではUNFCCCの京都会議(COP3)で規定した水準を達成できないと警告した<sup>19)</sup>。

クロツラヘラサギ問題は台湾の保育政策のみならず、産業政策にも非常に重要な意義を持っている。第1に、国際社会、台湾社会における環境保全意識向上のなかで、再び一貫鉄鋼工場及び軽油精練工場のような多エネルギー消費型産業を発展させる必要性はどこにあるか。この二つの開発案の投資総額は4,300億元 (約1兆6,340億円) で、年間生産高は3,500億元 (約1兆3,300億円) と推測され、台湾国民総生産 (GNP) の約1%を占める巨大プロジェクトであるが、計上されていない二酸化炭素の削減費用は年間1,800億元 (約6,840億円) に達し、台湾社会に負の便益をもたらすのみならず、環境への負荷を高めかねない<sup>20)</sup>。第2に、自力救済、公害紛争など社会運動を経験してきた台湾社会は、徐々に成熟し、既に経済成長を最優先する産業政策の歪みを警戒しているが、このような多エネルギー消費型、環境汚染型産業に反対するに違いないと同時に、新たな産業政策の構築を必要としている<sup>21)</sup>。第3に、1980年代重大自力救済事件の対象となった第六軽油精練工場の建設工事は既が完成し、第一工場は1999年2月から量産を開始しているが、従来、日本及び韓国からの輸入に依存していたエチレンなど化学原材料の自給率は一気に60%アップし、第七軽油精練工場の建設は台湾における化学原材料の過剰供給を引起す可能性がある。第4に、經濟部は台湾の「投資環境悪化」を理由に、工業用地取得の便宜、行政手続き

19) 京都会議では、発展途上国に対して、二酸化炭素削減を義務づけられていないが、アルゼンチン会議 (CO4) では、台湾、韓国などNIEs (新興工業国家) に対して、2020年までに2000年の排出水準にとどまるように要求されている。

20) 二酸化炭素1トン当たりの処理費用は約200ドルで、1ドルは32.5元での換算。

21) 例えば、1986年10月6日から1988年2月1日まで続いた、宜蘭縣六輕案 (第六軽油精練工場) の自力救済は、結局開発側は宜蘭縣での立地を断念し、最終的に雲林縣麥寮郷へ移して、海岸湿地を埋立てることによって、立地問題を解決したが、開発計画は8年間遅れ、そして環境対策費用を1,000億元 (約3,800億円) 追加したことにより、その費用は投資総額の25%にのぼった。

の簡略化及び多額な補助金など経済的誘因 (economic incentive) で、大型開発プロジェクトを誘致する「振興経済方案 (景気対策)」を打出しているが、多エネルギー消費型、環境汚染型産業の更なる発展は長期的に台湾経済社会の負担になるに違いない<sup>22)</sup>。そして第5に、台湾における省エネルギー産業は2回に渡る「石油危機」の発展機会を見逃したが、京都会議の議決内容を基準に、二酸化炭素削減の目標値を今後の産業政策に取入れ、省エネルギー産業の発展を取組むべきであろう。

### 3 - 3 - 3 国際環境管理基準「ISO14000」

1996年9月、国際標準組織 (ISO, International Standard Organization) が国際環境管理基準「ISO14000」を公表したが、以来、欧州を中心に、環境負荷の低減対策に後向きな企業を市場から締め出そうという動きが高まっている。ISO14000の特徴は、企業活動などによって生じる環境負荷を、自ら目標を設定して継続的に低減するための努力を行うことにある。製造工程や部品の調達、設計、物流までを統合的に管理できる仕組みのため、環境負荷の低減効果を把握しやすいのみならず、企業活動の合理化にも威力を発揮する。またISO14000は企業活動などに伴う環境負荷を継続的に低減するための国際規格であり、この認定取得が欧州市場へ進出する際に、必要条件の一つになりつつあるため、台湾の企業は積極的にISO14000を導入している。

経済のグローバル化が進むなかで、ISO14000の認証取得は台湾の企業にとって、まず、対外的に国際、特に欧州市場での競争力を高め、次に、対内的に政府及び住民からの環境圧力を緩和することができ、そして継続的合理化の活動を通じて、環境意識の向上にも貢献できるなど、様々な経済的、社会的誘因を与えている。例えば、一貫鉄鋼工場、造船場、石油コンビナートなど重化学工業が集積している台湾南部の高雄縣では、縣政府は

22) 陳 禮俊「台湾におけるエネルギー政策の評価」『エネルギー経済』、日本エネルギー経済研究所、1999年1月

1980年代後半から石油化学工業における工場拡大、増設の申請を凍結してきたが、ISO14000の認証取得を条件に、新規設備投資を認めるようになった。また1997年8月、工業局は台湾中部の雲林科技工業区に立地している15社の紡績メーカーに対して、ISO14000の認証取得を要求した。

国際環境管理基準「ISO14000」が公表されて、翌年の11月15日に、台湾では、既に111社の企業が認証を取得したが、以来、台湾の産業界のみならず、官学、社会でもISO14000の旋風を引起し、2000年までに約3,000社が認証を取得できると予測されている。しかしISO14001の認証を取得したからと言って、企業の環境意識、或いは環境への配慮は必ずしも未取得の企業より良いとは限らない。戦後台湾工業化の歴史的過程を考察した上で、この外部から与えられた国際環境管理基準は、少なくとも環境問題、公害問題を抑制し、或いは汚染修復作業など企業の社会責任を果たす時に、極めて重要な経営戦略の一つとなるに違いない。

#### 4. 台湾社会における環境意識の変化

経済開発と環境保全の議論について、大きく技術中心主義 (technocentrism) と自然中心主義 (ecocentrism) など二つに大別できる。そして技術中心主義の内、人間の能力と技術進歩は無限とし、自由主義経済を信奉し、環境問題も市場メカニズムに委ねて解決しようとする技術楽観主義 (optimism) と適切な環境管理の下に開発と環境保全の両立を目指す調和型開発主義 (accommodation)、また自然中心主義の内、適正技術とローカル資源に基づく小規模開発を是とする地域社会主義 (communalism) と自然生態系の保全、持続可能性の原則を絶対視し、これをあらゆる人間活動の規範とするガイア主義 (gaianism) などのアプローチがそれぞれ存在している<sup>23)</sup>。

環境意識について、従来の社会学では、「人間」と「環境」を別々の主体として捕らえ、人間の経済活動及び発展は無限に成長し、完全に自然資源

23) O'Riordan, T.M., "What Does Sustainability Really Mean?", 1984

の希少性及び人口成長の包容限界 (carrying capacity) を否定し、いわゆる人間本位の「人間特殊パラダイム (HEP, Human Exceptionalism Paradigm) = 技術中心主義」を主張してきたが、1978年、環境社会学者Catton及びDunlapはこれを批判し、人間は生物圏 (biosphere) の一員に過ぎないし、人間は生物圏を構成している多様な生物及び資源を相互に頼りながらこそ、社会生活が初めて成立する。また自然界における内在的関連及び因果関係は人間の活動に影響を与え、人間による一方的支配を否定した上、経済成長、社会進歩及びその他の社会現象の限界を指摘し、いわゆる「新環境パラダイム (NEP, New Environmental Paradigm) = 自然中心主義」を新たに定義した<sup>24)</sup>。

台湾の環境意識について、蕭新煌ら (1986) は台湾住民の環境意識のアンケート調査を行った。その結果をまとめると、先ず大多数 (76.4%) の回答者は工業発展及び人口成長に伴う自然資源の破壊、減少及び枯渇問題を認識し、12.6%は認識していない。次に原子力発電における潜在的危険 (potential risk) 及び安全性問題について、26.6%の回答者は「分からない」と答え、62.7%はその危険性を認識している。にもかかわらず、57.3%は原子力発電所の必要性を認めている。また科学技術による環境問題の解決、信頼性問題について、77.7%の回答者は技術発展に希望を持っているが、8.7%は反対の意見を示し、技術発展のメリットに関して、74.3%は肯定的で、9.3%が否定的意見を述べている。そして人間と自然の共和共存問題について、91.7%が賛成し、0.8%が反対の意見を示している。全体として、台湾住民は環境生態と経済活動の因果関係について、良く理解していると言える半面、科学技術の発展について、比較的楽観であると言わざるを得ない<sup>25)</sup>。

1987年7月15日に、「台湾地区戒嚴令」における終止符が打たれたことに

24) Catton, W.R.Jr. and R.E. Dunlap "Environmental Sociology : A New Paradigm", *America Sociologist* 13, 1978

25) 蕭新煌, 蔣本基, 劉小如, 朱雲鵬合著『台湾2000年』, 天下文化出版社, 1993年

表4 台湾社会における環境意識の変化

	1986年			1999年		
	同意	不同意	分からない	同意	不同意	分からない
1. 現生活水準を維持すると、資源枯渇の可能性	72.00%	10.30%	17.70%	87.70%	10.70%	1.60%
2. 核廃燃料の潜在的危険性	53.30%	16.30%	30.40%	72.10%	14.00%	13.90%
3. 工業発展が生活水準を向上させた	80.80%	9.30%	9.90%	84.60%	14.40%	1.00%
4. 人口増加が資源不足、枯渇の要因の一つ	76.40%	12.60%	11.00%	90.40%	8.60%	1.00%
5. 原子力発電と環境汚染の可能性	62.70%	10.70%	26.60%	78.90%	18.70%	2.40%
6. 科学技術のメリットがデメリットより多い	74.30%	9.30%	16.40%	74.60%	23.40%	2.00%
7. 人間と自然は共和共存すべき	91.70%	0.80%	7.50%	97.70%	1.60%	0.70%
8. 破壊された環境は回復できない	79.30%	9.70%	11.00%	85.80%	13.10%	1.10%
9. 科学と技術は人類最大の希望	77.70%	8.70%	13.60%	79.40%	19.10%	1.50%
10. 工業発展が進むほど環境が破壊しやすい	70.10%	18.20%	11.70%	81.00%	18.00%	1.00%

資料：Hsiao, H. H. Michael "Taiwan's Environmental Consciousness : 1986-1999", Survey Research in Chinese Societies : Methods and Findings, 27-28 June 1999

よって、台湾社会は大きく変化し、当然住民の環境意識も変わりつつである。1999年、蕭新煌らは再びアンケート調査を行い、台湾住民の環境意識変化の傾向を分析した。今回の研究は「経済成長と環境との弁証関係についての認識」に重点を置き、台湾住民における環境価値の転換を捕らえようとしている。その調査結果をまとめると、まず、工業発展及び人口成長に伴う自然資源の破壊、減少及び枯渇問題について、認識している回答者は90.4%で、8.6%は認識していない。次に、原子力発電における潜在的危険及び安全性問題について、その危険性を認識している回答者は78.9%で、2.4%は「わからない」と答えた。また科学技術による環境問題の解決、信頼性問題について、79.47%の回答者は技術発展に希望を持っているが、19.1%は反対の意見を示し、また技術発展のメリットに関して、74.6%は肯定的で、23.4%が否定的意見を述べている。そして人間と自然の共和共存問題について、97.7%が賛成し、1.6%が反対の意見を示している。全体とし

表5 台湾社会における環境意識の変化の要因分析

	1999年			1986年
	要因負荷量	平均	標準偏差	平均
要因Ⅰ：資源の枯渇と環境破壊について		3.1098		3.1250
1. 現生活水準を維持すると、資源枯渇の可能性	0.5808	3.037	0.518	—
4. 人口増加が資源不足、枯渇の要因の一つ	0.6759	3.100	0.522	—
7. 人間と自然は共和共存すべき	0.6267	3.318	0.505	—
8. 破壊された環境は回復できない	0.6416	3.103	0.612	—
10. 工業発展が進むほど環境が破壊しやすい	0.5480	2.991	0.621	—
要因Ⅱ：科学技術について		2.8927		3.1056
3. 工業発展が生活水準を向上させた	0.3524	2.929	0.496	—
6. 科学技術のメリットがデメリットより多い	0.7166	2.831	0.560	—
9. 科学と技術は人類最大の希望	0.6321	2.918	0.583	—
要因Ⅲ：原子力発電の潜在的危険性について		2.9020		2.8324
2. 核廃燃料の潜在的危険性	0.5734	2.880	0.638	—
5. 原子力発電と環境汚染の可能性	0.4179	2.924	0.566	—

資料：同表4

て、台湾住民は環境意識及び知識の面において、何れも1986年の調査より向上したことがわかるが、若干注意しておきたい点を述べたい。

第1に、「同意」と「不同意」ははっきりしていること。1986年の調査では、「分からない」の答えは7.5%~30.4%であったが、それが1999年には0.7%~13.9%にまで減少し、回答者の意見をより明確に把握できるようになった。第2に、科学技術の問題について、変化は最も大きい。台湾住民は、徐々に科学技術発展より、自然環境保全の重要性を認識していることを示している。また第3に、人間と自然の共和共存問題について、反対意見が増えたが、その原因はこの十数年間、自然災害による経済的被害が毎年拡大したため、自然を克服する誘因をもたらしたと考えられる(表4)。第4に、環境意識変化の要因を調べるため、アンケート調査の回答に基づいて、要因分析を行ったところ、要因Ⅰ：資源の枯渇と環境破壊について(3.1098)の平均値が最も高く、その次が要因Ⅱ：原子力発電の潜在

26) 平均値の計算方法は、回答者から、①非常に不同意、②不同意、③同意、④非常に同意の四つの答えに対してそれぞれ、1, 2, 3, 4の点数を付け、最後に全体の平均値を取る。

的危険性について(2.9020), 最も低いのは要因Ⅲ: 科学技術について(2.8927)である<sup>26)</sup>。三つの要因の平均値はいずれも2.5より大きいため, 全体の回答は「同意」の傾向が見られるほか, 1986年の調査結果と比較したところ, 依然として, 要因Ⅰ: 資源の枯渇と環境破壊についてが最も認識されることが分かる。要因Ⅱ: 科学技術については, 1986年の平均値は3.1056で, 1999年の平均値2.8927より高い。このことは, 科学技術に対する信頼度が高かったことを意味している(表5)。結果として, 台湾は徐々に「新環境パラダイム(NEP)」の環境保護意識社会へ移行しつつあるといえるだろう<sup>27)</sup>。

## 5. おわりに

以上台湾における環境汚染問題の近況及び自力救済, 公害紛争を中心に, 台湾環境社会の変化を分析した。環境保全意識が次第に台頭した台湾では, 環境汚染問題, 特に有害産業廃棄物処理の問題が浮上したことによって, 現行産業政策のあり方について, 大きな疑問が投出され, 抜本的な解決策が求められているほか, 台湾政府は専ら従来の工業政策における規模拡大効果を用いて, 経済成長を維持しようとしている。しかし, 水資源を中心とした自然資源の限界があり, 新たな産業政策の展開が問われているのみならず, 河川の汚染修復, 地下水の補注など水資源保全作業を行わない限り, この問題はさらに深刻になるであろう。そして国際政治社会における位置付けが未明のままにもかかわらず, 台湾は経済的実力を土台に, 国際社会への復帰を望んでいるが, クロツラヘラサギ保護の問題で, 国際保護鳥類総会が直接に台湾の産業政策に関心を示し, 国際条約に従うことを要求したことから, 今後台湾と国際社会との連動関係は益々重要となる。そして台湾の企業は経営戦略の一つとして, 積極的に国際環境管理基準「ISO14000」に取込み, 国際市場の競争力を強化する一方, 台湾社会では

27) Hsiao, H. H. Michael "Taiwan's Environmental Consciousness: 1986-1999", Survey Research in Chinese Societies: Methods and Findings, 27-28 June 1999

徐々に環境保全意識を比較的高い社会へ移行させつつ、環境社会における住民運動の影響力も決して無視できないほど成熟化し、その成果も期待できるだろう。

地球温暖化問題に関わる国際的取組みは、科学的知見の集積を踏まえて、1980年代に国際政治問題化して以来、集中的に行われてきたが、発展途上国の義務に関しては、なかなか合意が得られない。しかし今後、発展途上国、特にアジア地域が急速な経済発展に伴う二酸化炭素の排出量を急増させると予想されることから考えても、先進国のみならず、途上国も、「持続的な開発 (sustainable development) を損なわない範囲で、地球温暖化の抑制に向けて努力しなければならない。この角度から見ると、従来の圧縮型工業化を進めてきた台湾は今後どのように、地球温暖化問題を環境保全政策の中に取り込むか、そして台湾の経験がその他の発展途上国にどのような示唆を与えるかは、今後の研究課題として、極めて重要な意味をもつ。